

## 八尾空港供用規程

制定平成21年3月18日 八総第487号  
改正平成22年3月31日 八総第336号  
改正平成24年1月26日 八総第223号  
改正平成26年3月11日 八総第250号

空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、八尾空港供用規程を次のとおり定める。

（運用時間等）

- 第1条 八尾空港の運用時間 11.5時間（8時～19時30分）  
但し、空港の施設の工事又は、地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがあります。
- 2 給油施設の営業時間 08時～18時

（八尾空港の概要）

- 第2条 滑走路2本  
(1) A滑走路 長さ1,490m×幅45m  
(2) B滑走路 長さ1,200m×幅30m
- 2 単車輪荷重  
(1) A滑走路 8.2t  
(2) B滑走路 2.5t
- 3 エプロン駐機スポット数  
(1) ノースエプロン 26スポット（回転翼用）  
\*うち、外来機用スポットは10スポット  
(2) サウスエプロン 71スポット  
（固定翼単発・双発66、回転翼4、試運転スポット1）  
\*うち、外来機用スポットは9スポット
- 4 ILS施設 無

（八尾空港が提供するサービスの内容に関する情報）

- 第3条 空港の情報管理者  
(1) 空港管理者 国土交通省大阪航空局八尾空港事務所  
住所 〒581-0043 大阪府八尾市空港2丁目12  
TEL072-992-0031
- (2) 給油事業者 マイナミ空港サービス株式会社  
提供する燃料の種類 ジェットA-1、AVGAS  
住所 〒581-0043 大阪府八尾市空港2丁目12  
TEL072-922-7223
- (3) 着陸料等  
・着陸料  
[ジェット機] 25t以下 ① 950円/t  
② 3,400×(騒音値-83) EPNデシベル  
[その他の航空機] 6t以下 一律1,000円
- ・停留料  
[23t以下の航空機] 3t以下 ① 一律 810円  
4t～6t ② 一律 810円  
7t～23t ③ 30円/t

なお、料金の特例等の詳細については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和45年運輸省告示第76号）」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成11年運輸省告示第165号）」を参照願います。

- (4) 空港アクセス 地下鉄八尾南駅から徒歩約15分（空港に乗入れている交通機関はありません。）
- (5) 空港に関するその他の情報  
1) 空港への進入道路は、22時から06時の間は閉鎖します。  
2) 小型航空機の専用空港であり、定期便の就航はありません。  
3) 原則として、最大離陸重量5.7tを超える航空機の使用は認められません。  
4) 八尾空港内に所在する航空機使用事業者及び航空運送事業者

朝日航空(株)、朝日航洋(株)、アジア航測(株)、大阪航空(株)、共立航空撮影(株)、第一航空(株)、東邦航空(株)、中日本航空(株)、(学  
法)ヒラタ学園、(株)ノエビア アビエーション

\*主な事業概要) 航空測量調査、操縦練習・パイロット養成、  
取材報道、広告宣伝、送電線等点検、物資輸送、遊覧その他  
の飛行  
詳しいお問い合わせは、各社のホームページを参照

2 その他  
地震災害等の緊急時には、八尾空港制限区域内及び各事業者建物敷地を除き、八尾市の広域避難地として指定されています。

(サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項)  
第4条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に  
関しては、「空港管理規則」(昭和27年運輸省令第44号)の定めるところによることとします。

(公表)  
第5条 本規程は大阪航空局ホームページに掲載し、最新の情報を提供する  
こととします。

附 則  
本規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
本規程は、平成22年4月1日から改正する。

附 則  
本規程は、平成24年1月26日から施行する。

附 則  
本規程は、平成26年3月11日から施行する。